

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画の策定について

1 計画の位置付け

この計画は、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」第8条第2項の規定に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現するための具体的な施策を効果的に実施するため策定するものであり、この計画を基に、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して各種施策を実施するものです。

2 計画の検討

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会の委員17名により検討し、策定しました。

※委員は、恵庭市、警察、交通安全・防犯・暴力追放・消費者・女性の関係団体、町内会、老人クラブ、商工会議所、学校教育の関係者と公募委員

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで(5年間)

4 計画の内容

(1) 基本目標

犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市
～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

(2) 重点目標

- 犯罪発生件数、人身事故件数を減少
- 特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

(3) 基本施策

- ① 推進体制の整備
- ② 情報の収集及び提供
- ③ 児童等の安全の確保
- ④ 高齢者、障がい者及び外国人の安全の確保
- ⑤ 消費者被害の防止
- ⑥ 犯罪被害者等への支援
- ⑦ 生活環境の整備
- ⑧ 安全教育の充実
- ⑨ その他

※詳細は別添資料のとおり

5 パブリックコメントの実施結果

募集期間:令和7年12月8日～令和8年1月9日

募集結果:

持参	郵送	ファックス	電子申請	メール	意見箱	合計
0	0	0	1	0	1	2